

渡嘉敷村民支援プロジェクト

渡嘉敷村においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため村営定期船の減便等による渡航自粛要請により、影響を受けている村民の皆様に対して独自の支援策を実施しております。

渡航自粛協力金給付事業（村独自事業・村民向け）

- 概要：令和2年4月27日において渡嘉敷村の住民基本台帳に記録されている方を対象に協力金として、1人あたり1万円を給付する。
- 申請方法：村役場から村民の皆様へ申請書を郵送致します。（令和2年6月1日発送予定）
- 申請期限：令和2年6月1日～8月14日
- 問合せ先：渡嘉敷村役場 総務課 ☎098-987-2321

事業者支援協力金給付事業（村独自事業・事業者向け）

- 概要：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、経済的な影響を受けた村内事業者を対象に協力金として、1事業者あたり一律15万円を給付する。
- 申請方法：提出書類をご確認の上、郵送又はご持参下さい。（HPにも掲載しております。）
- 申込期限：令和2年6月1日～8月14日
- 問合せ先：渡嘉敷村役場 観光産業課 ☎098-987-2333

特別定額給付金給付事業（国の施策・全国民対象）

- 概要：新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策で、給付対象者に1人につき10万円を給付する。（渡嘉敷村においては令和2年5月7日に申請書発送済み）
- 申請期限：令和2年5月7日～7月22日
- 問合せ先：渡嘉敷村役場 総務課 ☎098-987-2321